

ご旅行条件書

募集型企画旅行

株式会社地球の歩き方 T&E

この書面は、旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面及び同法12条の5による契約書面の一部になります。

本書には、募集型企画旅行の販売に際して、地球の歩き方T&E(以下当社)とお客様との間で締結する募集型企画旅行契約に関する重要事項が記載されていますので、必ずご一読いただきますようお願いいたします。
※募集型企画旅行の内容、条件はインターネットホームページ、パンフレット等において旅行日程等コース毎の条件を説明したものを、本旅行条件書・確定書面(最終日程表)及び、観光庁認可による当社旅行契約(募集型企画旅行契約)によりします。
※旅行条件は予告なしに変更される場合がございます。予めご了承ください。

●お申し込み条件

1. 日本国内在住で、日本語による口頭および書面(電子メール、ウェブページを含む)とのコミュニケーションが支障なくおこなえる方以外の募集型企画旅行契約のお申し込みをお断りする場合があります。
2. 但し、以下に該当される方はお申し込み時に必ずお申し出ください。もしお申し出がなくても後に該当していることが発見された場合は、契約成立後も契約を解除させていただきます場合がございます。
- 2-1. 20歳未満の方のみのご参加
- 2-2. 妊産婦の方
- 2-3. 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なうか身体のご不自由な方で特別の配慮を必要とする方
- 2-4. 特定のお客様層や旅行目的を有する旅行につき、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合
- 2-1に該当される場合、保護者の同意書が必要です。
- 2-2,2-3に該当される場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者または同伴者の同行などを条件とさせていただきます。コースの一部について内容を変更させていただきます。又は負担の少ない他の旅行をお勧めする場合がございます。
3. お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な処置を取らせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様の負担となります。
4. お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお断りする場合がございます。

5. お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等を書面でご連絡頂きます。
 6. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがある当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。
 7. その他、当社の業務上の都合によりお申し込みをお断りする場合があります。
- お申し込み方法と旅行契約の成立
1. お申し込みは、電子メール(ウェブの予約画面を含む)、ファクシミリその他の通信手段により、募集型企画旅行契約のお申し込みを受け付けます。
 2. 当社は、お客様からの申込みに対する回答を電子メール(ウェブの回答画面を含む)か電話・ファクシミリその他の通信手段によりご連絡させていただきます。
 3. 当社が旅行契約の予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に下記の金額のお申し込みをお支払いいただきます。申込金は旅行代金もしくは取消料の一部に充当いたします。この期間内にお申し込みの支払いがなされない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。

●別表第一 申込金(第五条第一項関係)

区分	申込金(おひとり)
旅行代金が30万円以上	5万円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	3万円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	2万円以上旅行代金まで

4. 旅行契約は、電子メール(ウェブの予約画面を含む)、ファクシミリでお申し込みの場合、申込金のお支払い後当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したとき、また電話によるお申し込みの場合は、本項3により申込金を当社が受理したときに成立いたします。
5. お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様がキャンセル待ち状態でお待ち頂ける期限を確定し、お断りいただき、お客様をキャンセル待ちのお客様として登録し、予約可能となり、手配させていただきます。この場合でも当社は申込金を受け付けます(キャンセル待ちの登録は予約完了を保証するものではありません)。ただし、「当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ちの解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただく期間までに結果として予約できなかった場合」は、当社は当該申込金を全額払い戻します。その際の銀行振込手数料はお客様の負担となります。
6. 本項5の場合で、キャンセル待ちの契約の成立は、当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

●お客様が出発までに実施する事項

- (1) パスポート(旅券)およびビザ(査証)について
① 当社旅行に参加しようとするお客様は必ずお申し込み前にお客様ご自身にて、渡航先により異なる有効期間を確定し、旅行期間中有効なパスポートをご用意ください。
② 渡航先(及び乗り換え地点)によりビザ(査証)が必要な場合がありますが、原則として、ビザの必要の有無の確約をお取りいただくお客様ご自身で行っていただきます。ただし、渡航先によってはお客様ご自身のビザの申請手続きが行えない場合に限り、当社は、お客様からの求めに応じ、代行手続きを行います。その際、ビザの申請料は、別途規定の渡航手続代行手数料、送付手数料を申し受けます。
▲パスポート・ビザ情報は、地球の歩き方ホームページ「国別基本情報」旅行情報ページ<http://www.arukikata.co.jp/country/>にてご確認ください。
※当社は、お客様がパスポート・ビザの準備によってご旅行を中止せざるをえない事態が生じても、旅行代金の返金や補償には応じられませんのであらかじめご了承ください。
 - ③ 日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、入国審査管理事務所にてご自身でご確認下さい。
 - ④ 渡航先でのパスポート紛失等に備え、ご出発前にパスポートの最初ページ(お客様の情報に記載されているページ)のコピー及び予備のパスポート写真(2枚)を旅券と別にお持ちになることをお勧めいたします。
 2. 渡航衛生について
渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ<http://www.forth.go.jp/>でご確認下さい。
 3. 海外危険情報について
渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が掲載されている場合があります。
下記の外務省「外務省海外安全」ホームページ:
<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>にてご確認ください。
 4. 渡航先(国又は地域)が発出された情報の履行中について
旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の履行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に適切な措置が取られると判断して、旅行を履行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられる場合は所定の取消料がかかります。
- 契約責任者
- 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者の手配を行う場合、その責任ある代表者を契約責任者として、当社と旅行者の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有するものとみなします。
- 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

1. 本書面は、旅行契約成立後契約書面の一部となります。契約書面はインターネットホームページ、パンフレット等において旅行日程等コース毎の条件を説明したものを、本旅行条件書等により構成されます。
 2. 本項1の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を運くとも旅行開始日の前日までに原則として送付してお渡します。(原則として旅行開始日の10日前～7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにしてお渡しします。)ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、期日前であっても問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。
- 旅行代金のお支払い
- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。
- 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお申し込みの場合は、旅行開始日の当社が指定する期日までに全額をお支払いいただきます。旅行代金は銀行振込にてお支払いいただきます。(振込手数料はお客様のご負担となります)
- お支払い対象旅行代金
- 「お支払い対象旅行代金」は、インターネットホームページ、パンフレット等に「旅行代金」として表示した金額に「プラス」追加代金として表示した金額「マイナス」割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は、「申込金」「取消料」「変更補償金」の額の算入の基礎となります。
- 追加代金
- 「追加代金」として表示した金額は、以下の代金・料金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示したものを除きます。)
1. お部屋を使用される場合の追加代金
 2. 募集広告に明示される最少旅行人員未満での催行確約のご希望をお受けする旨ホームページ等に記載した場合の追加代金
 3. 延泊の結果、週末・祭日など運送機関の課す追加料金の設定がある日・日本帰着となった場合
 4. ホームページ等で当社が「グレードアッププラン」等と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップの追加代金
 5. 「食事なしプラン」等を基本とする旅行日程において「食事付きプラン」等への変更による差額料金
 6. ホームページ等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長の際の追加代金
 7. ホームページ等で当社が「C・Dクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に必要な差額代金
 8. その他(インターネットホームページ、パンフレット等で「XXXX追加代金・追加料」と称するもの(航空会社指定・マイル/クレジット/追加代金等ご希望をお受けする旨インターネットホームページ、パンフレット等に記載した場合の追加代金等)

●割引代金

- 「割引代金」は以下の代金をいいます。
(あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます。)
1. インターネットホームページ、パンフレット等で当社が「2カ月前割引」「お友達割引」と称し、旅行開始日の前々月・月同日にあたる日以前のお申し込み、またはお友達同士で2名以上一緒に申し込みいただく事を条件とした割引代金
 2. その他(インターネットホームページ、パンフレット等で「XXXX割引」と称するもの)
- 旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃(等級が選択できるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します)
2. 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・碼頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様へ負担」または「各自ご移動」と表記されている場合を除きます)
3. 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金、ガイド料金、入場料等)
4. 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金
5. 旅行日程に明示した食料の料金及び税・サービス料金。(飲物は含まれません)
6. 航空機による手荷物の運送料金お一人様スーツケース1個の手荷物運送料金(航空機運送機種の料金お一人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用の等級や方向によって異なる場合があります。詳しくは係員にお尋ねください。)
7. 添乗員費用(お客様の添乗員費用)。
8. 上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しいたしません。

●旅行代金に含まれないもの

- パンフレットに明示した旅行代金には、前項のほかは含まれません。その一部を以下に例示いたします。
1. 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)。
 2. クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他の追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金。
 3. 渡航先領事館諸費用(旅券申請代、査証料、予防接種料金・渡航手続代行料金)。
 4. 日本国内においての自から発生空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費。
 5. 日本国内の空港施設使用料。
 6. 旅行日程中の空港施設等(日本国内旅行を含む)(ただし、空港施設等を含んでいることを当社がパンフレットに明示したコースを除きます)。
 7. 運送機関の課す付加運賃(航空燃料サーチャージ等)
- 本項5、6、7は旅行代金とは別に徴収します。燃油価格変動や空港施設新設により、契約成立後に、増額された場合には不足分を追加徴収し、減額された場合には速やかに減額分を払い戻します。

●旅行契約内容の変更

- 当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当社の運行計画にふさわしい運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知し当該事由が当社に關与し得ないものである理由及び当該事由による因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。
- 旅行代金の額の変更
- 当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
1. 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額が旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
 2. 当社は、本項第1条の定める適用運賃・料金が減額される場合は、同条の定めることにより、その減少額が旅行代金を減額します。
 3. 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額が旅行代金を減額します。
 4. 前項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のたまたその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれらから支払われなければならない費用を含みます)が増加した場合(サービスは提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除きます)。当社とその変更差額が旅行代金を変更します。
5. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

6. 奇数人数で申し込みの場合に1人部屋を利用するお客様から1人追加代金を申し受けられた旅行にあっては、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が1人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を受け取るほか1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金をお申し受けます。

●お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を他の方に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として21,000円(税込み)をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります)また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り渡した方が、その旅行契約に関する一切の権利義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に際しない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

●旅行契約の解除・払い戻し

【旅行開始前】

①お客様の解除権

- (1) お客様は、当社が別表第二に定める取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み日の営業時間内にお受けいたします。通知契約を解除する場合にあつては、当社は提携会社のカードにより所定の広票へのお客様の署名なくして取消料の支払を受けず。
- (2) 当社は本項①の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き、払い戻しいたします。取消料が申込金で賄えないときは、その差額を申し受けます。
- (3) お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
一 当社として契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第三に掲げるものその他の重要なものであることに限りません。
二 旅行代金の額の変更 第1項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
三 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行契約に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
四 当社が旅行者に対し、第10条第1項の項下で、確定書面を交付したとき。
五 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

- (4) お客様は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第一項の規定にかかわらず、取消料を支払ふことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
- (5) 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由による場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払われなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

②当社の解除権

- (1) お客様が当社規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項①の(1)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 次の項目に該当する場合は、お客様に理由を説明して、旅行契約を解除することがあります。
一 お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
二 お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
三 お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
四 お客様が、契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
五 お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は27～56名、720～831、1220～171に旅行開始前または、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前、また、23期日以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2期日以内にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
六 サービスを目的とする旅行における降雪量の不足のうち、当社が契約の締結の際に明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
七 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
八 不可避な理由を結した場合であつて、旅行者の所有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなかったとき。

- (3) 当社は本項②の(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項②の(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。その場合に旅行振込手数料はお客様のご負担となります。
- 【旅行開始後】
- お客様の解除・払い戻し
- (1) お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - (2) 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は、取消料を支払ふことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払い戻します。
- ②当社の解除権
1. 旅行開始後であっても、次に掲げる場合においてはお客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
(1) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由によるは旅行の継続に耐えられないとき。
(2) お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するための現地係員・添乗員の指示に従わない団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
(3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能となったとき。

③旅行代金の払戻し

1. 当社は本項②の(1)に規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし、
2. 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払われなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。
3. 本項②の(1)、(3)に記載した事由で旅行契約を解除した時は、お客様のお求めに応じて、出発地に戻る為の必要な手配を致します。この場合の一切の費用はお客様のご負担となります。

●旅行代金の払い戻しの期間

1.当社は、「旅行代金の額の変更」の(2) (3) (5)の規定により旅行代金が減額された場合又は「前項規定によりお客様または当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内、旅行代金の額が変更又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了の日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

2.本項1の規定は【当社の責任】または【お客様の責任】で規定するところによりお客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

●お買い物について

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努め、お客様に対し払いに掛ける業務を行います。ただし、当社がお客様と以下と異なる契約書面に結んだ場合には、この限りではありません。

1. お客様が旅行中サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

2. 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の範囲にかかるとするよう努めるとともに、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めると等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

●当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動期間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

●添乗員

1. 乗員の同行の有無はパンフレット、ホームページ等募集広告に明示いたします。
2. 添乗員同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
3. 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に表示いたします。

●当社の責任

1.当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償致します。ただし、損害発生翌日から起算して2年以内、当社に対して通知があったときとに限りです。

2. 前項の場合を除きお客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合には、当社では、当該原因としてこの項(1)の責任を負いません。
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのもので生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害。
③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、又はこれらのもので生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
④官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止。

⑤自由行動中の事故。
⑥食中毒。
⑦盗難。
⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮。
⑨その他当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。
⑩当社は、手荷物として生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては十四日以内、海外旅行にあっては二十一日以内、当社に対して通知があったときとに限り、旅行者一名につき十五万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）とし賠償します。

●特別補償

この規定において「企画旅行参加中」とは、当社があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該企画旅行日程に記載している発空港を出発（集合）してから、当該空港に到着（解散）するまでといたします。ただし、お客様が帰阪及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届出するごときと重複したときは復帰の予定なく帰阪したときは、その帰阪の時から復帰の時までの間又はその帰阪した時から後は「企画旅行参加中」とはいたしません。また、当該企画旅行日程に、お客様が当社の手配に備える運送・宿泊サービスの提供を一切受けないが定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故によってお客様が被った損害に対するこの規定による補償金額及び当金の支払いは行われなない旨を契約書面に明示しときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

当社は、前条第1項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別項特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害にともなう死亡に類する海外旅行2,500万円・後遺障害補償金として海外旅行2,500万円（上限）・入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円・40万円、通院見舞金として入院日数により海外旅行2万円・10万円、携行品にかかると損害補償金（15万円を限度）(但し、1個または1対1つ以上の補償限度は10万円）を支払います。

●旅程管理

お客様は、別表第三に掲げる契約内容の変更（次の各号に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表欄に記載する乗じた額以上の変更補償金を旅行終了の翌日から起算して30日以内を支払います。
1. 次に掲げる事由による変更
①天災地変
②戦乱
③暴動
④官公署の命令
⑤官運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
⑥当初の進行計画にない運送サービスの提供
⑦旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置
⑧標準業務約款における第十六条から第十八条までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
2. 当社が支払うべき変更補償金の額は、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約について変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

●お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず、お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければいけません。お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受けるため、万が一契約書面と異なる手配サービスが提供されたとき、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

●弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）（弁済業務保証金）

第三十二条 当社は、一般社団法人日本旅行業協会（東京都千代田区霞ヶ関町3丁目3番3号）の保証社員となっております。

2. 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前項の一般社団法人日本旅行業協会が提供している弁済業務保証金から7,000万円に達するまで弁済を受けることができます。

3. 当社は、旅行業法第二十一条の十一項の規定に基づき、一般社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金付担保を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は提供していません。

●オプショナルツアー又は情報提供

1. 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を受取して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプショナルツアー」といいます。）【特別補償】の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーは、パンフレット等で「企画者:当社」と明示します。

2. オプショナルツアーの運営事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアー参加中にお客様に発生した【特別補償】で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金は見舞金を支払

います（但し、当該オプショナルツアーのご利用が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。）。また、当該オプショナルツアーの運営事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運営事業者の定め及び現地法令に拠ります。

3. 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明記します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は特別補償規定を適用いたしません（但し、当該オプショナルツアーのご利用が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。）が、それ以外の責任を負いません。

●お買い物について

お土産等購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等の手配はいはいたしませんのでトラブルが生じたような商品の確認およびレシートを受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手配は、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込み禁止されている物品がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

●事故等のお申出について

旅行中、事故など発生した場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知がない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

●ご帰国後のお忘れ物捜探について

1. お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物等がご帰国後に発見し、当社がお客様からの求めに応じ捜探する場合、調査・通信費として1件につき4,000円を上限とします。また、紛失物、忘れ物が見つからない場合でも、調査費・通信費用を頂きます。

2. 同様に一件wise送料、関税等諸費用が生じたときは、これらの費用はお客様の負担となります。

●個人情報取扱について

1. 当社及び委託旅行者（販売店）は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様がお申し込みいただいた旅行にのみ限り運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社及び販売店では、(1) 当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、(2) 旅行参加後のご案内とご意見の提供のお願い、(3) アンケートのお願い、(4) 特典サービスの提供、(5) 統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

2. 当社は、当社が保有するお客様の個人情報（氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へご連絡にあたり必要となる限られた範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これらを利用していただくことがあります。なお、当社グループ企業の名称及び各企業、お客様の個人情報のお問い合わせ窓口については、それぞれのホームページをご参照ください。（当社グループ企業）株式会社ダライヤモンド・ピッキング社（http://www.warukikata.co.jp/guidebook/privacy.html）

3. 当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社が保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗された航空便等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で提供する事によって提供いたします。なお、これらの事業者の個人データの提供の停止を希望される場合は、下記のお問い合わせ窓口宛先出発前までにお届ください。

●募集型企画旅行契約約款について

この条件等に定めのない事項は旅行契約約款（募集型企画旅行契約の部）によりします。

当社旅行業約款を希望の方は、当社にご請求下さい。

当社旅行業約款は、当社ホームページ（http://www.arukikata.com/）からご覧いただけます。

●各書面の作成について

当社では、お客様からの求めに応じ、見積書、行程表、当社が発行する所定の様式以外の領収書等の書面を作成する場合、1件につき5,250円の書面作成手数料を申し受けさせていただきます。

●海外旅行保険加入のおすすぬ

より安心してご旅行いただくためにも、万一の事故やトラブルに備えて海外旅行保険に加入することをおすすめします。当社のホームページには、オンラインで加入手続きを行い、保険代金をクレジットカードで決済できる「海外旅行保険インターネット契約サービス」がございますので、ぜひご利用ください。

●その他

1. 当社がいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
2. 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことになり、航空会社のマレージンサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等のお客様ご自身で当該航空会社へ行なう必要があります。また、利用航空会社の変更によりお客様が受けられる予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず当社は責任を負いません。

3. 当社所定の申込書にお客様の氏名をローマ字でご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されているようにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替発、帰阪する機内への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、(お客様の支給)の項に準じて、お客様の交替手数料をいただきます。高運送・宿泊期間の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には別に定める当社所定の取消料をいただきます。

4. ことども代金は、旅行開始当日を基準に満2才以上～12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始当日を基準（ご参加のコースにより異なる場合がございます）に、満2才未満で航空空席及び客室におけるベットの専用席は使用しない方に適用します。

●旅行条件・旅行代金の基準
この旅行条件は、2012年3月1日現在を基準としております。また、旅行代金は、2012年3月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

●別表第二 取消料（第十六条第一項関係）

契約解除の日	取消料
旅行開始日がピーク時の旅行である場合で、旅行開始日の前日から起算して5日以内の日以降～31日以内の日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算して5日以内の日以降～3日以前	旅行代金の20%
旅行開始日 前々日～当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無帰港不参加	旅行代金の100%

注：「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。
備考：取消料の金額は、契約書面に明示します。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたり の率（%）	
旅行開始前	旅行開始後	
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の目的地的変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低いものに変更又は等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれより下回った場合になります。	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内での旅行開始したる空港又は旅行終了したる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗換便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前号3に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

●別表第三 変更補償金（第二十九条第一項関係）

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたり の率（%）	
旅行開始前	旅行開始後	
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の目的地的変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低いものに変更又は等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれより下回った場合になります。	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内での旅行開始したる空港又は旅行終了したる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗換便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前号3に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注一：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日まで旅行者に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注二：確定書面に交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注三：第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注四：第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には通知しません。

注五：第四号又は第七号又は第八号に掲げる変更が一乗車船又は一泊につき複数生じた場合であっても、一乗車船または一泊につき一件として取り扱います。

注六：第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までを適用せず、第九号によりします。

注一：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日まで旅行者に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注二：確定書面に交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注三：第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注四：第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には通知しません。

注五：第四号又は第七号又は第八号に掲げる変更が一乗車船又は一泊につき複数生じた場合であっても、一乗車船または一泊につき一件として取り扱います。

注六：第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までを適用せず、第九号によりします。

●語学研修・ホームステイ参加にあつての重要事項（参加者の心得）

(1)ホームステイの意義

ホームステイはホテルに宿泊するのではなく、宿泊を提供する一般家庭に宿泊するものです。日本からの参加者が、海外の家族と共に生活すること、互いの国の文化・習慣・もの考え方の違いを実際に体験し、相互の理解を深めることにホームステイの目的があります。

(2)ホストファミリーの定義

受入家庭は様々なタイプの家庭があります。共働きの若い夫婦、リタイヤした老夫婦、子供がいる場合、いない場合、一人で暮らしている場合、これらすべてをホストファミリーと定義します。また、受入家庭によっては人種・宗教・職業等のリスクとはできませんし、受入機関により決定された受入家庭をこれらを変更や取消はできません。なお、ご案内するホストファミリーのほとんどがペイキング・ホームステイです。

(3)ホストファミリーの責務

ホストファミリーには参加者に対して宿泊するための部屋と、規定回数の食事の提供が義務づけられています。長期滞りでの返還や週末の余暇を共に過ごすことなどがあつたとしても、それはホストファミリーの意思によるものです。

(4)ホストファミリーの言語環境

ホームステイ先によっては、家族同士の会話において、「留学目的の言語」以外の言語を話す場合があります。（例、アメリカの場合は英語以外の言語としてスペイン語など）家族の中に「留学目的の言語」が話せない方がいる場合はケースとして少なくありません。参加者との会話以外の場合は家族間のコミュニケーションとしてご理解ください。

(5)ホストファミリーの変更

出発前または現地到着後問わず、受入家庭の不慮の出来事や家族の病気、または天災など、やむを得ない事情により急に受け入れられなくなる場合があります。この場合は受入家庭を変更したり、次の家庭が見つかるとの間ホテルや学生寮に滞在することもあります。

(6)滞在地区について

受入家庭の多くは学校から30～60分程度の場所にあります。（大都市では、60～90分程度）運送には距離により徒歩・自転車・バス・電車などを利用することになります。その交通費は参加者の負担になります。一度決定したホームステイは、居住している場所、学校までの距離を理由に変更はできません。

(7)ホームステイ中の食事について

何かの都合で食事の用意がされなかったとしても、それが故意でなければ金銭の補償はいたしません。諸外国の食事は日本の一般家庭よりも既ね賃者であると言えます。家族と同様のものが提供されている以上、食事も異文化体験のひとつである心かけする必要があります。

語学研修プログラムの重要事項

●日本発着利用航空会社について

今回利用を予定している航空会社略号の案内です。

(各コース日程に表示しています)

AA:アメリカン航空/AC:エア・カナダ/AF:エールフランス/AY:フィンランド航空/AZ:アリタリア航空/BA:ブリティッシュ・エアウエイズ/CA:中国国際航空/CO:コチネンタム航空/CX:キャセイパシフィック航空/DL:デルタ航空/EK:エミレーツ航空/JL:日本航空/JO:ジャルウエイズ/JO:ジェットスター航空/KE:大韓航空/KL:KLMオランダ航空/LH:ルフトハンザドイツ航空/LX:スイスエアラインズ/MH:マレーシア航空/NH:全日空/NW:ノースウエスト航空/OS:オーストラリア航空/OZ:アジアナ航空/PR:フルビド航空/QF:カンタール航空/SK:スカンジナビア航空/SQ:シンガポール航空/TG:タイ国際航空/UA:ユナイテッド航空/NZ:ニュージーランド航空/VS:ヴァージン・アトランティック航空

(3)ホストファミリーの責務
プログラム内でご紹介するホームステイは、宿泊のための部屋と食事を提供することのみを契約内容として、滞在費や食費を支払う下宿型のペイキングシステムによるホームステイとなります。ペイキングシステムによるホームステイの場合、ホストファミリーは宿泊するための部屋と食事を提供する者としてには義務を負っていませんが、余暇を共に過ごすなど、家庭生活を体験させることについては、ホストファミリーの厚意であり、契約上約束されているものではありません。

利用予定航空会社については、日本発着時の航空会社を表記しています。乗り継ぎ便や現地内移動については他の航空会社となる場合があります。

渡航手続きについて

訪問国の入国ビザについては、ご希望によりお受け致します。その際別途渡航手続き代行契約を結ばさせていただきます。方面・業務の都合によりお受けできないこともございます。当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証などの取得が出来なくともその責任を負いません。それによる取消・変更が発生した場合の取消料はお客様負担となります。

ホストファミリー・寮（レジデンス）について

ホストファミリーや寮の詳細は、最終行程表と共に概ねご出発の7～3日くらい前（遅くとも前日まで）にご連絡いたします。但し、ホストファミリーのブライバード尊重のため、お知らせできる情報が限られる場合がありますのであらかじめご了承下さい。

参加者側さまざまな条件（アレルギーや喫煙の有無など）や、現地の事情により決定が遅れたり、一度通知されたホストファミリーが変更になる場合もあります。

また、受入機関の都合で2軒以上のホストファミリー宅又は寮に滞在する場合もあります。いずれの場合も、それぞれのホストファミリーがプログラムの趣旨を理解・賛同して皆さんを迎えてくれることに変わりはありません。一家庭での滞在者数は、地域やコース、参加者の申込書内容等によって異なります。全行程あるいは日程の一部で一家庭に二人以上の複数名が滞在することがあります（複数滞滞在は、他国籍または日本人参加者と一緒になる場合があります）。

(1)ホームステイの意義
ホームステイはホテルに宿泊するのではなく、宿泊を提供する一般家庭に宿泊するものです。日本からの参加者が、海外の家族と共に生活すること、互いの国の文化・習慣・もの考え方の違いを実際に体験し、相互の理解を深めることにホームステイの目的があります。

(2)ホストファミリーの定義
受入家庭は様々なタイプの家庭があります。共働きの若い夫婦、リタイヤした老夫婦、子供がいる場合、いない場合、一人で暮らしている場合、これらすべてをホストファミリーと定義します。また、受入家庭によっては人種・宗教・職業等のリスクとはできませんし、受入機関により決定された受入家庭をこれらを変更や取消はできません。なお、ご案内するホストファミリーのほとんどがペイキング・ホームステイです。

(3)ホストファミリーの責務
ホストファミリーには参加者に対して宿泊するための部屋と、規定回数の食事の提供が義務づけられています。長期滞りでの返還や週末の余暇を共に過ごすことなどがあつたとしても、それはホストファミリーの意思によるものです。

(4)ホストファミリーの言語環境

ホームステイ先によっては、家族同士の会話において、「留学目的の言語」以外の言語を話す場合があります。（例、アメリカの場合は英語以外の言語としてスペイン語など）家族の中に「留学目的の言語」が話せない方がいる場合はケースとして少なくありません。参加者との会話以外の場合は家族間のコミュニケーションとしてご理解ください。

(5)ホストファミリーの変更
出発前または現地到着後問わず、受入家庭の不慮の出来事や家族の病気、または天災など、やむを得ない事情により急に受け入れられなくなる場合があります。この場合は受入家庭を変更したり、次の家庭が見つかるとの間ホテルや学生寮に滞在することもあります。

(6)滞在地区について

受入家庭の多くは学校から30～60分程度の場所にあります。（大都市では、60～90分程度）運送には距離により徒歩・自転車・バス・電車などを利用することになります。その交通費は参加者の負担になります。一度決定したホームステイは、居住している場所、学校までの距離を理由に変更はできません。

(7)ホームステイ中の食事について
何かの都合で食事の用意がされなかったとしても、それが故意でなければ金銭の補償はいたしません。諸外国の食事は日本の一般家庭よりも既ね賃者であると言えます。家族と同様のものが提供されている以上、食事も異文化体験のひとつである心かけする必要があります。

燃油サーチャージについて

燃油サーチャージとは

燃油サーチャージとは、原油の高騰に伴って、航空会社の企業努力で吸収しきれない燃油価格の一部を、乗客の皆様にご負担いただく追加運賃のことです。本来であれば、燃料経費は航空運賃に含まれるものですが、燃油価格の激しい変動に対応するため、また、お客様に分かりやすくご提示するために、通常の航空運賃とは別に徴収されるものです。国土交通省は、燃油価格が一定水準に戻るまでという廃止条件を明確にし、適量の運賃に付加して、全てのお客様に一律ご負担頂くという新しい形式のご追加運賃を認めています。つまり、燃油価格が下落した際には引き下げ、または廃止されますが、逆に燃油価格の高騰が続けば負担額がさらに増えることもあります。また、燃油サーチャージは航空会社により金額が異なります。

燃油サーチャージとは

燃油サーチャージとは、原油の高騰に伴って、航空会社の企業努力で吸収しきれない燃油価格の一部を、乗客の皆様にご負担いただく追加運賃のことです。本来であれば、燃料経費は航空運賃に含まれるものですが、燃油価格の激しい変動に対応するため、また、お客様に分かりやすくご提示するために、通常の航空運賃とは別に徴収されるものです。国土交通省は、燃油価格が一定水準に戻るまでという廃止条件を明確にし、適量の運賃に付加して、全てのお客様に一律ご負担頂くという新しい形式のご追加運賃を認めています。つまり、燃油価格が下落した際には引き下げ、または廃止されますが、逆に燃油価格の高騰が続けば負担額がさらに増えることもあります。また、燃油サーチャージは航空会社により金額が異なります。

●別表第二 取消料（第十六条第一項関係）

●別表第三 変更補償金（第二十九条第一項関係）

●お買い物について

受け入れ家庭にはいろいろなタイプの家庭があります。共働きの若い夫婦、リタイヤした老夫婦、子供がいる場合、いない場合、一人で暮らしている場合、母子家庭等。また、人種も白人、黒人、アジア系、南米系などさまざまです。宗教についても各国・各家庭によって違います。家族構成や人種・宗教・職業等の希望を出すことはできませんし、各受入機関によって決定された受入家庭を上記の理由で変更・取消することはできません。

●お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず、お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければいけません。お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受けるため、万が一契約書面と異なる手配サービスが提供されたとき、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

●弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）（弁済業務保証金）

第三十二条 当社は、一般社団法人日本旅行業協会（東京都千代田区霞ヶ関町3丁目3番3号）の保証社員となっております。

2. 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前項の一般社団法人日本旅行業協会が提供している弁済業務保証金から7,000万円に達するまで弁済を受けることができます。

3. 当社は、旅行業法第二十一条の十一項の規定に基づき、一般社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金付担保を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は提供していません。

●お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し